

令和 5 年 3 月 15 日

都道府県医師会
担当理事 殿

公益社団法人日本医師会
常任理事 宮川 政昭
(公印省略)

独立行政法人福祉医療機構による新型コロナウイルス対応支援資金の
令和 5 年 4 月以降の融資条件について (情報提供)

独立行政法人福祉医療機構の新型コロナウイルス対応支援資金につきましては、令和 4 年 9 月 30 日付文書「独立行政法人福祉医療機構による新型コロナウイルス対応支援資金の令和 4 年 10 月以降の融資条件について (情報提供)」(日医発第 1289 号)においてご案内しております。

今般、独立行政法人福祉医療機構より、新型コロナウイルス対応支援資金について、期限の延長(令和 5 年 3 月末日までから令和 5 年 9 月末日までに)と令和 5 年 4 月以降の融資条件の見直し、別添の通り、公表されました。

融資条件の主な見直しは以下の通りです。

○無担保枠の見直し

		無担保貸付の限度額	
		令和 5 年 3 月末日まで	令和 5 年 4 月以降 令和 5 年 9 月末日まで
病院	3 割以上減収	6 億円	4 億円
	3 割未満減収	3 億円	2 億円
診療所	3 割以上減収	5 千万円	4 千万円
	3 割未満減収	4 千万円	4 千万円 (変更なし)
介護老人保健施設、介護医療院		1 億円	5 千万円
助産所、指定訪問看護事業等		4 千万円	2 千万円

○コロナ対応医療機関等に限って措置されていた無利子枠の有利子化 (注 1)

(注 1) 「コロナ対応医療機関等」は、新型コロナウイルス感染症患者の受入、自宅・宿泊療養者に対する健康観察や診療の実施、医療人材の派遣等について、都道府県との間において、委託契約や協定の締結等を行った医療機関等となります。

○貸付対象となる減収等について、「前3年いずれかの年の同月と比較して減収又は利用者が減少している場合」から「前年又はコロナ前（注2）の同月と比較して減収又は利用者が減少している場合」に変更。

（注2） コロナ前とは、原則として平成31年2月から令和2年1月までとなります。

なお、独立行政法人福祉医療機構による物価高騰の影響を受けた施設等に対する優遇融資については、令和4年11月9日付文書「独立行政法人福祉医療機構による物価高騰の影響を受けた施設等に対する長期運転資金について」（日医発第1570号）をご覧ください。

また、今般、幅広い業種を対象とした日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付等につきましても、期限が延長（令和5年3月末日までから令和5年9月末日までに）となりました。

新型コロナウイルス感染症対策による医療機関が利用可能な主な金融支援措置につきましては、令和3年4月30日付文書（税経14）においてお知らせしておりますが、同文書の別添資料「経済産業省 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」（パンフレット）については随時更新されていることから、以下のURLで最新情報をご確認ください。

- ・経済産業省「支援策パンフレット、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」（目次の後の「主な新着情報」のページで、更新された内容が確認できます。）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html#00>

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

（別添資料） 福祉医療機構ホームページ

○福祉貸付事業・医療貸付事業 令和5年3月末までの新型コロナウイルス対応支援資金について、令和5年4月以降における新型コロナウイルス対応支援資金について（令和5年9月末まで）

https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/

○福祉貸付事業・医療貸付事業 令和5年4月以降における新型コロナウイルス対応支援資金の融資条件について

https://www.wam.go.jp/hp/supportfund_covid0504/